

別紙 1

商品プロデュース人材育成事業 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託事業の目的

食品加工業、伝統産業・地場産業、観光業等の県内事業者や販売促進、販路開拓等に関わるデザイナー、コンサルタント等の多様な事業者間のネットワークを構築するとともに、企業の経営改善、ブランド構築、商品開発から流通・販売、情報発信に至るまでの一貫したプロデュースを担える、これまでにはない事業者を育成することで、国内外の市場ニーズにあった商品の開発及び事業の創出、事業者の経営力の強化を図ることを目的としています。

2 事業主体

三重県

3 事業委託の内容

(1) 委託事業名

商品プロデュース人材育成事業

(2) 委託期間

契約日から令和2年3月6日（金）

(3) 委託内容

講座などの開催を通じ、多様な事業者間のネットワークを構築するとともに、企業の経営診断・改善、ブランド構築、新商品開発、流通・販売、情報発信に至るまでの「価値・製品・流通」の一貫したプロデュースを担える事業者を育成します。

ア 参加者募集

- ① 参加者募集のための説明会等を開催すること。
- ② 詳細については、県と協議して決定するものとする。

イ 講座の開講・個別指導

- ① 企業の経営診断・改善、ブランド構築、商品開発から流通・販売、情報発信に至るまでの一貫したプロデュースを担える人材を育成するための講座を開催すること。
- ② 個別指導を1社1回実施すること。
- ③ 講座の詳細については、県と協議して決定するものとする。
- ④ なお、受講者は30社（名）程度とする。
- ⑤ より効果的な受講内容とするため、本仕様書で求める以上のことを実施する場合は、契約外で1社（名）15万円以内で受講料を徴収することを認める。その場合は、県と協議して決定するものとする。

ウ インセンティブの設定

- ① 講座の受講者について、課題等の取組状況や成果などから成績優秀者を認定し、成績優秀者に対して、首都圏等での商談会への参加支援等のインセンティブを設定すること。
- ② なお、成績優秀者からの参加費用は徴収しないこと（現場等までの

交通費、宿泊費等は成績優秀者の自己負担とする)。

エ ネットワークの構築

- ① 講師、受講者等とのネットワーク構築を目的とした交流会を、講座の後に1回以上企画・実施すること。
- ② 費用は参加者から別途徴収し、委託料には含めないこと。

オ 修了証書の作成

- ① 修了者に対して、三重県雇用経済部長名義での修了証書を交付する。
なお、部長印は三重県において押印する。

カ 注意事項

- ① 講座実施に必要な費用（謝金、旅費、会場借料、印刷製本費などの実費）は、委託料に含めること。

キ その他

- ① 上記ア～カに記載のない事項については、県と協議のうえ決定すること。

4 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出して下さい。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯して下さい。

5 契約上限額

6,713,410円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請によ

り速やかに対処できる者であること。

7 納品する成果品

以下の資料を令和2年3月6日（金）までに、中小企業・サービス産業振興課に紙媒体3部 及び 電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- (1) 事業実施報告書（A4版・カラー）
- (2) 収支精算報告書
- (3) 本業務において制作された資料等
- (4) その他、県が成果品として提出を求めるもの

8 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「商品プロデュース人材育成事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価のうえ、最優秀提案1件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができません。）

- (1) 企画提案資料提出期限
令和元年6月3日（月）17時必着
- (2) 企画提案資料提出先
〒514-8570 津市広明町13番地
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- (3) 企画提案資料提出部数
10 提出を求める企画提案資料の内容のとおり
- (4) 企画提案資料提出方法
郵送又は持参による提出とし、メール、FAXによる提出は不可とします。なお、郵送の場合、確認のため三重県中小企業・サービス産業振興課まで電話連絡をお願いします。
- (5) 書類審査の実施
提出された企画提案書の書類審査を行います。書類審査の結果については、令和元年6月上旬に各提案者に対して文書にて通知します。
なお、申込数が10件に満たない場合は、書類審査を省略します。
- (6) プレゼンテーション審査の実施
書類審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施します。
- (7) プレゼンテーション審査実施日時
令和元年6月7日（金）午後（予定）
- (8) プレゼンテーション審査実施場所
三重県庁 8階 雇用経済部会議室
- (9) プレゼンテーション審査の結果については、令和元年6月中旬に各提案者に対して文書にて通知します。

9 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容を基に、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

- (1) 妥当性
事業目的に合致し且つ具体的に記述しているか。
- (2) 実現可能性
事業実施にかかる豊富な知識、経験およびノウハウを有しているか。
- (3) 企画性
事業目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。
- (4) 実施体制
事業実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。
- (5) 計画性
適切なスケジュールか。必要経費が適切に見積もられているか。

10 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・1部
※登録簿謄本等の要添付書類（コピー可）も1部添付してください。
※企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）も1部添付してください。
- (2) 企画提案書（様式任意）・・・10部（正本1部、コピー9部）
企画提案書のサイズはA4版（A3版による折り込み可）とします。
なお、企画提案書については、以下のア～キの事項について出来る限り具体的な提案内容を記載してください。
 - ア 業務の実施体制
 - 業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）
 - 業務に関連するその他の組織等との連携体制
 - イ 提案書の概要
 - 提案内容のポイント
 - ウ 説明会
 - 実施内容
 - エ 講座の開催・個別指導
 - 実施内容なお、本参加仕様書の3「事業委託の内容」、(3)「委託内容」、イ「講座の開講・個別指導」⑤に記載する「より効果的な受講内容とするため、本仕様書で求める以上のことを実施する」ことについては、評価の対象としません。
 - オ インセンティブの設定
 - 実施内容
 - カ ネットワークの構築
 - 実施内容
 - キ 業務実施スケジュール
 - 令和元年6月中旬までの契約締結を前提に、令和元年7月から令

和2年3月6日までのスケジュールを記載すること。

- (3) 見積書（様式任意）・・・10部（正本1部、コピー9部）
見積書には、積算根拠がわかる内訳書を添付してください。
※個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるようにしてください。
【記載例】講師謝金〇円、講師旅費〇円、教材費〇円、会場使用料〇円
- (4) 提案事業者の概要書・・・10部（正本1部、コピー9部）
組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの。（自社パンフレットでも可。）
- (5) 参考資料・・・10部（正本1部、コピー9部）
その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は、その資料を添付してください。

11 質問の受付及び回答

質問等がある場合は、次のとおり21 担当部局まで文書（様式任意）の提出により行ってください。

- (1) 質問の期限
令和元年5月23日（木）17時まで
- (2) 質問の方法
持参又はFAX（059-224-2078）、電子メール（syokusan@pref.mie.lg.jp）で受け付けます。なお、FAX、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話（059-224-2458）にて着信の確認を行ってください。
- (3) 質問への回答
令和元年5月28日（火）17時までに原則三重県ホームページに掲載します。（掲載ページ：当事業のコンペ公告ページ）

12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

13 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申

立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

- (3) 三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。

- (1) 対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限ります。
- (2) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守して下さい。
- (3) 厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県が申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとします。

16 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等に

よる不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

20 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とします。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

21 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

食の産業振興班 担当：松本、勢力

電話：059-224-2458 FAX：059-224-2078

Eメール：syokusan@pref.mie.lg.jp